

平成26年10月17日

大阪府職員労働組合
府税支部北河内分会 分会長 様

大阪府北河内府税事務所長
山田 雅明

職場環境整備等の要求に対する回答書

要 求 項 目	回 答 項 目
1 従来からの労使慣行を遵守すること。	これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたい。
2 労働条件にかかわる業務や職場環境の変更については、労使合意を前提に事前協議を行うこと。	地方公務員法第55条第1項並びに労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例第3条に規定されている事項については、十分協議してまいりたい。
3 1日勤務時間を拘束8時間（実働7時間、週35時間）に短縮を実現するために関係機関に働きかけること。府民サービスの低下と職場に混乱をもたらす「2部勤務制」を解消にむけ努力すること。	申し入れの趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
4 「療養に専念させる」という本来の趣旨に沿って、病気休暇・休職制度の改善をはかること。病気休暇・休業・欠員が生じた場合、当該職場の労働条件を維持するため代替要員の確保を行うなど必要な措置を講じること。	申し入れの趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
5 府税事務所に勤務するすべての職員平等に、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。	申し入れの趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

要 求 項 目	回 答 項 目
6 労働条件を悪化させ、職場に矛盾と混乱を持ち込んでいる、相対評価は撤回すべきであり、「新人事評価制度」による評価結果の賃金リンクは撤回すること。	申し入れの趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
7 長時間の通勤を解消するなど、職員の実質的な労働時間の短縮をはかること。	申し入れの趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
8 「税収確保対策」を口実とした労働強化・管理強化を行わないこと。「滞納整理強調月間」等での週休日の出勤を押し付けないこと。	地方公務員法第55条第1項及び労使関係における職員団体等との交渉に関する条例第3条に規定されている事項については、十分に協議してまいりたい。
9 同一職場に勤務する非常勤職員の労働条件は、職員の労働条件に密接に関連することから、その改善を行うこと。	申し入れの趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
10 職場安全衛生委員会を開催し、大阪府職員安全衛生管理規程に基づく「快適な職場環境基準」による職場環境点検を定期的実施し、問題点の改善を行うこと。VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備をおこなうこと。	安全衛生委員会は、これまで必要に応じて開催してきているが、今後とも充実に努めてまいりたい。また、大阪府職員安全衛生管理規程に基づき、空気環境等を定期的に測定しており、問題点があれば改善に努めてまいりたい。VDT作業における職員の健康管理体制の充実等については、今後とも充実に努めてまいりたい。
11 執務室等の冷暖房・換気には、万全の対策を講じること。また、冷暖房については、弾力的運用をはかること。また、各執務室・会議室で温度調整ができるよう改善すること。	執務室の冷暖房・換気については、毎年運転を始める前に機械等の点検、清掃を行い、万全を期しております。冷暖房運転の運用については、留意してまいりたい。温度調整については、設備の構造上困難ですが、申し入れの趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
12 机をVDT作業に対応したものに入れ替えること。当面、錆びた物や引き出しが壊れている机・キャビネットは更新すること。	今後新たに購入する場合は、VDT作業のための「労働衛生管理基準」の要件を満たすものにしてまいりたい。また、申し入れの趣旨を税政課に伝えてまいりたい。錆びた物や引き出しが壊れている机・キャビネットについては、使用に耐えないものは随時予算の範囲内で対応してまいりたい。
13 セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止のための対策を講じること。	セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止については、9月初めに幹部会で研修内容を報告し、職員に周知を図った。このことについては、今後とも各種会議等を通じ周知徹底を図ってまいりたい。